



# 宮 崎 県 公 報

令和4年3月31日(木曜日) 第 293 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 44,400円

## 目 次

### 規 則

○消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則……………(経・備・敷・課) 1

○宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) 9

○宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………( “ ) 9

○児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則……………(こども家庭課) 10

### 告 示

○指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 13

○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課) 13

○林業用種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 13

○宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示……………(管理課) 14

○道路の区域の変更……………(道路保全課) 15

○道路の供用の開始……………( “ ) 15

○土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(砂防課) 15  
○土砂災害警戒区域の指定……………( “ ) 15  
○土砂災害特別警戒区域の指定……………( “ ) 15

### 訓 令

○宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令……………(人事課) 16

○宮崎県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………( “ ) 16

### 公 告

○知事が行う都市計画事業の変更の公告……………(都市計画課) 17

### 企業局企業管理規程

○企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程……………18

### 病院局企業管理規程

○病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程……………21

○病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程……………22

### 公安委員会規則

○宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則……………23

○宮崎県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則……………24

### 公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について……………28

## 規 則

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第18号

#### 消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則(平成12年宮崎県規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(届出) 第6条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく当該各号に掲げる様式により知事に届け出るものとする。 (1) 総会又は総代会が終了した場合 別記様式第5号 (2) 組合の設立、変更、解散及び清算結了の登記を完了した場	(解散組合の継続の認可の申請) 第6条 法第63条第1項ただし書の規定による継続の認可の申請は、継続認可申請書(別記様式第5号)により行うものとする。 (合併の認可の申請) 第7条 法第69条第1項の規定による合併の認可の申請は、吸収合併認可申請書(別記様式第6号)又は新設合併認可申請書(別記様式第7号)により行うものとする。 (届出) 第8条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく当該各号に掲げる様式により知事に届け出るものとする。 (1) 総会又は総代会が終了した場合 別記様式第8号 (2) 組合の設立、変更、解散、合併又は清算結了の登記を完了

<p>合 別記様式第 6 号</p> <p>(3) 役員が就任した場合 別記様式第 7 号</p> <p>(4) 役員の氏名又は住所に変更があった場合 別記様式第 8 号</p> <p>(5) 組合の事務所を新設、移転又は廃止した場合 別記様式第 9 号</p> <p>(6) 組合の規約を制定、改正又は廃止した場合 別記様式第 10 号</p> <p>(7) 総会又は総代会を延期又は流会した場合 別記様式第 11 号</p> <p>(8) 事業を休止しようとし、又は休止した場合 別記様式第 12 号</p> <p>(9) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 19 条第 4 項において準用する同条第 1 項の規定による破産手続開始の申立てをし、又は同法第 30 条第 1 項の規定による破産手続開始の決定を受けた場合 別記様式第 13 号</p> <p>(10) 定款に定めた解散の事由が発生した場合 別記様式第 14 号</p> <p>(11) 法第 33 条第 1 項 (法第 47 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定による請求があった場合 別記様式第 15 号</p> <p>(12) 法第 35 条第 2 項 (法第 47 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定による請求があった場合 別記様式第 16 号 (<u>検査職員証</u>)</p> <p>第 7 条 法第 94 条の規定により組合を検査する職員は、<u>検査職員証 (別記様式第 17 号) を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</u></p>	<p>した場合 別記様式第 9 号</p> <p>(3) 役員が就任した場合 別記様式第 10 号</p> <p>(4) 役員の氏名又は住所に変更があった場合 別記様式第 11 号</p> <p>(5) 組合の事務所を新設し、移転し、又は廃止した場合 別記様式第 12 号</p> <p>(6) 組合の規約を制定し、改正し、又は廃止した場合 別記様式第 13 号</p> <p>(7) 総会又は総代会を延期し、又は流会した場合 別記様式第 14 号</p> <p>(8) 事業を休止しようとし、又は休止した場合 別記様式第 15 号</p> <p>(9) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 19 条第 4 項において準用する同条第 1 項の規定による破産手続開始の申立てをし、又は同法第 30 条第 1 項の規定による破産手続開始の決定を受けた場合 別記様式第 16 号</p> <p>(10) 定款に定めた解散の事由が発生した場合 別記様式第 17 号</p> <p>(11) <u>清算を結了した場合 別記様式第 18 号</u></p> <p>(12) <u>法第 30 条の 3 第 3 項において読み替えて準用する会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 382 条の規定による理事会への報告又は同法第 384 条の規定による総会若しくは総代会への報告があった場合 別記様式第 19 号</u></p> <p>(13) 法第 33 条第 1 項 (法第 47 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定による請求があった場合 別記様式第 20 号</p> <p>(14) 法第 35 条第 2 項 (法第 47 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定による請求があった場合 別記様式第 21 号</p>
---	--

別記様式第 1 号から別記様式第 4 号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第 17 号を削る。

別記様式第 16 号中「(第 6 条関係)」を「(第 8 条関係)」に改め、「㊟」を削り、「第 6 条第 12 号」を「第 8 条第 14 号」に改め、同様式を別記様式第 21 号とする。

別記様式第 15 号中「(第 6 条関係)」を「(第 8 条関係)」に改め、「㊟」を削り、「第 6 条第 11 号」を「第 8 条第 13 号」に改め、同様式を別記様式第 20 号とする。

別記様式第 14 号中「(第 6 条関係)」を「(第 8 条関係)」に改め、「㊟」を削り、「第 6 条第 10 号」を「第 8 条第 10 号」に改め、同様式を別記様式第 17 号とし、同様式の次に次の 2 様式を加える。

様式第18号 (第8条関係)

清 算 結 了 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称

代表者の職及び氏名

当組合の清算を結了しましたので、消費生活協同組合法施行細則第8条第11号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 決算報告書
- 2 総会 (総代会) の議事録の謄本

様式第19号 (第8条関係)

監事による理事会 (総会・総代会) 報告受理の届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地  
名称  
代表者の職及び氏名

消費生活協同組合法第30条の3第3項において読み替えて準用する会社法第382条 (第384条) の規定に基づく監事から理事会 (総会・総代会) への報告を受理しましたので、消費生活協同組合法施行細則第8条第12号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

監事による報告書

別記様式第13号中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に改め、「㊟」を削り、「第6条第9号」を「第8条第9号」に改め、同様式を別記様式第16号とする。

別記様式第12号中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に改め、「㊟」を削り、「第6条第8号」を「第8条第8号」に改め、同様式を別記様式第15号とする。

別記様式第11号中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に改め、「㊟」を削り、「第6条第7号」を「第8条第7号」に改め、同様式を別記様式第14号とする。

別記様式第10号中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に改め、「㊟」を削り、「第6条第6号」を「第8条第6号」に改め、同様式を別記様式第13号とする。

別記様式第9号中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に改め、「㊟」を削り、「第6条第5号」を「第8条第5号」に改め、同様式を別記様式第12号とする。

別記様式第8号中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に改め、「㊟」を削り、「第6条第4号」を「第8条第4号」に改め、同様式を別記様式第11号とする。

別記様式第7号中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に改め、「㊟」を削り、「第6条第3号」を「第8条第3号」に改め、同様式を別記様式第10号とする。

別記様式第6号中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に改め、「解散」の次に「・合併」を加え、「㊟」を削り、「第6条第2号」を「第8条第2号」に改め、同様式を別記様式第9号とする。

別記様式第5号中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に改め、「㊟」を削り、「第6条第1号」を「第8条第1号」に改め、同様式を別記様式第8号とし、同様式の前に次の3様式を加える。

様式第 5 号 (第 6 条関係)

継 続 認 可 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地  
名称  
代表者の職及び氏名

当組合を継続することについて認可を受けたいので、消費生活協同組合法第63条第1項ただし書の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

組合員の3分の2以上の同意を証する書面

様式第 6 号 (第 7 条関係)

吸 収 合 併 認 可 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所  
(合併後存続する組合) 名称  
代表者の職及び氏名

住所  
(合併によって消滅する組合) 名称  
代表者の職及び氏名

消費生活協同組合を合併することについて認可を受けたいので、消費生活協同組合法第69条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 合併の理由を記載した書面
- 2 合併後存続する組合の定款
- 3 合併契約の内容を記載した書面又はその謄本
- 4 合併後存続する組合の事業計画書
- 5 合併後存続する組合の収支予算書
- 6 合併の議決をした各組合の総会(総代会)の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 7 総会(総代会)までの経過を記載した書類及び総会(総代会)の議事録又はその謄本
- 8 合併の当事者たる組合が作成した最終事業年度末日における貸借対照表(最終事業年度がない場合にあつては、合併の当事者たる組合の成立の日における貸借対照表)
- 9 合併の当事者たる組合が公告及び催告をしたことを証する書面
- 10 合併の当事者たる組合が弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は信託をしたことを証明する書面

(注) 7 の書類は消費生活協同組合法第47条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合に添付すること。

様式第 7 号 (第 7 条関係)

新 設 合 併 認 可 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事

殿

設立委員 (連名)

住所  
名称  
代表者の職及び氏名

住所  
名称  
代表者の職及び氏名

消費生活協同組合を合併することについて認可を受けたいので、消費生活協同組合法第69条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 合併の理由を記載した書面
- 2 合併によって設立する組合の定款
- 3 合併契約の内容を記載した書面又はその謄本
- 4 合併によって設立する組合の事業計画書
- 5 合併によって設立する組合の収支予算書
- 6 合併の議決をした各組合の総会 (総代会) の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 7 総会 (総代会) までの経過を記載した書類及び総会 (総代会) の議事録又はその謄本
- 8 合併の当事者たる組合が作成した最終事業年度末日における貸借対照表 (最終事業年度がない場合にあつては、合併の当事者たる組合の成立の日における貸借対照表)
- 9 合併の当事者たる組合が公告及び催告をしたことを証する書面
- 10 合併の当事者たる組合が弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は信託をしたことを証明する書面
- 11 合併によって設立する組合の役員の氏名及び住所を記載した書面
- 12 合併によって設立する組合の役員の選任並びに定款、事業計画書及び収支予算書の作成が設立委員によってなされたものであることを証する書面

(注) 7 の書類は消費生活協同組合法第47条の 2 第 2 項の規定に基づく総会の招集があつた場合に添付すること。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の消費生活協同組合法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県規則第19号

## 宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成24年宮崎県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(障害児の人権の擁護、虐待の防止等のための措置)</p> <p>第3条 条例第4条第4項及び第5条第4項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) <u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うよう努めること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>管理者又は従業者に対し、研修を実施すること。</u></p>	<p>(障害児の人権の擁護、虐待の防止等のための措置)</p> <p>第3条 条例第4条第4項及び第5条第4項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>当該指定障害児通所支援事業者等の事業所又は指定障害児入所施設等（次号において「事業所等」という。）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(3) <u>当該事業所等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県規則第20号

## 宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成24年宮崎県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための措置)</p> <p>第3条 条例第4条第3項、第5条第3項、第6条第3項、第7条第4項、第8条第4項及び第9条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) <u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うよう努めること。</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p>(利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための措置)</p> <p>第3条 条例第4条第3項、第5条第3項、第6条第3項、第7条第4項、第8条第4項及び第9条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>当該指定障害福祉サービス事業者の事業所、指定障害者支援施設等、障害福祉サービス事業者の事業所、地域活動支援セ</u></p>

<p>(3) 管理者又は従業者に対し、研修を実施すること。</p>	<p>ンター、福祉ホーム又は障害者支援施設（次号において「事業所等」という。）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(3) 当該事業所等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>
-----------------------------------	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第21号

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和40年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後							
<p>（負担金の決定）</p> <p>第3条 措置権者は、法第20条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第27条第1項第3号、同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置又は委託を行ったときは、法第56条第2項の規定により徴収する法第50条第5号、第6号の2又は第7号から第7号の3までに規定する費用（以下「負担金」という。）の額を当該措置を受けた者又はその者の属する世帯の階層区分に従い、次の各号により決定しなければならない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 前号の負担金の額が、その月の当該措置を受ける者の支弁額（その施設の事務費の月額保護単価（3歳未満児、年少児、特別指導費及びボイラー技師雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費の単価を除く。以下この号において同じ。）と事業費の各費目（里親手当を除く。以下この号において同じ。）のその月の当該措置を受ける者につき支弁した額の合算額をいう。ただし、その月の当該措置を受ける者の在籍日数が1箇月未満であるときは、その施設の事務費の月額保護単価と事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額をその月の日数で除して得た額にその月の当該措置を受ける者の在籍日数を乗じて得た額と月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額とする。）を超える場合は、その支弁額を負担金の額とする。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>〔略〕</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100%;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>1～4 〔略〕</td> </tr> <tr> <td>5 次のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第2</td> </tr> </table>	〔略〕	備考	1～4 〔略〕	5 次のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第2	<p>（負担金の決定）</p> <p>第3条 措置権者は、法第20条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第27条第1項第3号、同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置又は委託を行ったときは、法第56条第2項の規定により徴収する法第50条第5号、第6号の2又は第7号から第7号の3までに規定する費用（以下「負担金」という。）の額を当該措置を受けた者又はその者の属する世帯の階層区分に従い、次の各号により決定しなければならない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 前号の負担金の額が、その月の当該措置を受ける者の支弁額（その施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費の単価を除く。以下この号において同じ。）と事業費の各費目（里親手当を除く。以下この号において同じ。）のその月の当該措置を受ける者につき支弁した額の合算額をいう。ただし、その月の当該措置を受ける者の在籍日数が1箇月未満であるときは、その施設の事務費の月額保護単価と事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額をその月の日数で除して得た額にその月の当該措置を受ける者の在籍日数を乗じて得た額と月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額とする。）を超える場合は、その支弁額を負担金の額とする。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>〔略〕</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100%;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>1～4 〔略〕</td> </tr> </table>	〔略〕	備考	1～4 〔略〕
〔略〕								
備考								
1～4 〔略〕								
5 次のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第2								
〔略〕								
備考								
1～4 〔略〕								

92条第1項第13号に規定する合計所得金額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、第1項における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法(昭和40年法律第33号)第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの((2)に掲げる者を除く。)

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

6・7 [略]

8 助産施設における助産の実施については次のとおりとする。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア [略]

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故(健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条第1号に規定する特定出産事故をいう。以下同じ。)に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(総額3,000万円以上の補償金を支払う契約に限る。)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、404,000円以上であるとき。

(2) [略]

別表第2(第3条関係)

[略]

[略]			
[略]	[略]	[略]	
D17		579,901円から 700,900円	[略]

5・6 [略]

7 助産施設における助産の実施については次のとおりとする。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア [略]

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故(健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条第1号に規定する特定出産事故をいう。以下同じ。)に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(総額3,000万円以上の補償金を支払う契約に限る。)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、408,000円以上であるとき。

(2) [略]

別表第2(第3条関係)

[略]

[略]			
[略]	[略]	[略]	
D17		579,001円から 700,900円	[略]

[略]	まで [略]	[略]	[略]	まで [略]
<p>備考</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 次のいずれかに該当する者については、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額。1 月から 6 月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第 295 条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。</p> <p>また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては 26 万円を、(2)に該当する場合にあっては 30 万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては 27 万円を、(2)に該当する場合にあっては 35 万円を控除するものとする。</p> <p>(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第 86 条第 1 項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の生計同一配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が 500 万円以下であるもの</p> <p>(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が 500 万円以下であるもの</p>		<p>備考</p> <p>1 この表の C 階層における「均等割の額」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、D 1 階層から D 20 階層までにおける「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>2 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>3～8 [略]</p>		
<p>別表第 3（第 3 条関係）</p> <p>[略]</p>		<p>別表第 3（第 3 条関係）</p> <p>[略]</p>		
<p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 別表第 1 の備考第 4 項及び第 5 項の規定は、この表に</p>		<p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 別表第 1 の備考第 4 項の規定は、この表について準用</p>		

ついて準用する。

する。

別記様式第2号及び別記様式第3号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条及び別表第2の規定は、令和3年4月分の費用の徴収から適用し、同年3月以前の月分の費用の徴収については、なお従前の例による。

3 この規則（「404,000円」を「408,000円」に改める改正規定を除く。）による改正後の児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則別表第1及び別表第3の規定は、令和3年7月分の費用の徴収から適用し、同年6月以前の月分の費用の徴収については、なお従前の例による。

4 この規則（「404,000円」を「408,000円」に改める改正規定に限る。）による改正後の児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則別表第1の規定は、令和4年1月分の費用の徴収から適用し、令和3年12月以前の月分の費用の徴収については、なお従前の例による。

5 児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（令和2年宮崎県規則第16号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和元年6月以前の月分の費用の徴収及び同規則附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた令和元年5月以前の月分の費用の徴収については、改正後の規則及び第2項から前項までの規定にかかわらず、それぞれなお従前の例による。

6 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

## 告 示

## 宮崎県告示第 197号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和4年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4571901091	ヘルパーステーション温家	宮崎県東諸県郡国富町八代南俣字川上2055番地	合同会社八代温家	宮崎県東諸県郡国富町八代南俣字川上2055番地	令和4年2月1日	訪問介護
4570204679	訪問介護事業所華々	宮崎県都城市安久町6355番地3	合同会社ケント	宮崎県都城市安久町6355番地3	令和4年2月22日	訪問介護

## 宮崎県告示第 198号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和4年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
医療法人 喜島クリニック	宮崎市	精神通院医療	令和4年3月1日
アイン薬局 宮崎小松店	宮崎市	薬局	令和4年3月1日
郷田薬局 加納店	宮崎市	薬局	令和4年3月1日

訪問看護ステーション Calm小松

宮崎市

訪問看護

令和4年3月1日

訪問看護ステーション cocoro美

都城市

訪問看護

令和4年3月1日

## 宮崎県告示第 199号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和4年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1400	富山 元貴 日南市吾田東八丁 目1番3-406号	採取 精選	幼苗の育 成	富山 元貴 日南市吾田東八丁 目1番3-406号
1401	中武 政志 日南市大字平野42 79番地2	採取 精選	幼苗の育 成	中武 政志 日南市大字平野42 79番地2

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。

令和4年3月31日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 200号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款（平成8年宮崎県告示第515号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(一般的損害)</p> <p>第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者<del>が</del>その費用を負担する。ただし、その損害（<u>第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。</u>）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>(第三者に及ぼした損害)</p> <p>第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者<del>が</del>その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（<u>第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。</u>以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び<u>第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。</u>以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>第57条 [略]</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第58条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発</p>	<p>(一般的損害)</p> <p>第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者<del>が</del>その費用を負担する。ただし、その損害（<u>第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。</u>）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>(第三者に及ぼした損害)</p> <p>第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者<del>が</del>その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（<u>第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。</u>以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び<u>第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。</u>以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>(相殺)</p> <p><u>第57条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権その他の債権と相殺できることとし、なお不足があるときは追徴する。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、相殺の充当の順序は発注者が指定する。</u></p> <p>第58条 [略]</p>

注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで、財務大臣決定割合で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣決定割合で計算した額の延滞金を徴収する。

#### 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

#### 宮崎県告示第 201号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年3月31日から同年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
43	県道	北川北 浦線	延岡市北浦 町三川内字 向ノ原4914 番1地先から 同市同町 三川内字走 り水4906番 2地先まで	旧	6.0～ 31.2	1,162 .5
				新	9.6～ 37.7	1,162 .5

#### 宮崎県告示第 202号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年3月31日から同年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	503号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字下中原8081番2地先から同郡同町同大字字小崎7940番1地先まで	令和4年3月31日

#### 宮崎県告示第 203号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年宮崎県告示第 425号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和4年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	谷 口 2	II-1-4140	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 204号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和4年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	下加納-2-新①	I-1-0119-新①	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 205号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和4年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	下加納-2 -新①	I-1-0119-新①	急傾斜地の崩壊

谷 口 2	II-1-4140	急傾斜地の崩壊
-------	-----------	---------

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

訓 令

宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 4 年 3 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 2 号

本 庁  
各出先機関

宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員表彰規程（平成元年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第9条 [略] 2・3 [略]	第9条 [略] 2・3 [略]
別記様式（第12条関係）	別記様式（第12条関係）
主管部局長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">私印</span>	主管部局長
[略] 所属長 職 氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">私印</span> [略]	[略] 所属長 職 氏名 [略]

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

宮崎県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 4 年 3 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 3 号

本 庁  
労働委員会事務局

宮崎県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮崎県労働委員会事務局処務規程（平成 2 年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
（職制）	（職制）								
第 4 条 事務局に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。	第 4 条 事務局に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">局長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	局長	[略]	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">事務局長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	事務局長	[略]	[略]	
局長	[略]								
[略]									
事務局長	[略]								
[略]									
2 前項に規定する職のほか、事務局に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。	2 前項に規定する職のほか、事務局に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">主幹</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	主幹	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">主幹</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	主幹	[略]				
主幹	[略]								
主幹	[略]								

[略]
-----

(専決)

第5条 局長は別表第1に定める事項を、課長は別表第2に定める事項を、課長補佐は別表第3に定める事項を、主幹及び副主幹（課の特定の事務を掌理する者に限る。別表第4において同じ。）は別表第4に定める事項をそれぞれ専決することができる。ただし、重要又は異例と認められる事項については、この限りでない。

(代決)

第6条 局長が不在のときは、課長がその事務を代決することができる。

2 [略]

3 前2項の規定により代決した者は、代決した事務を局長又は課長に速やかに報告するものとする。この場合において、特に必要であると認めるときは、原議を添えて報告しなければならない。

別表第1（第5条関係）

局長専決事項
1 局長及び課長の出張に関すること。
2 局長及び課長の休暇の承認（有給休暇承認の基準（昭和28年人事委員会告示第1号）の表中人事課長の専決事項に属するものを除く。）その他服務に関すること。

別表第2（第5条関係）

課長専決事項
1 職員（局長及び課長を除く。）の出張に関すること。
2 職員（局長及び課長を除く。）の在勤地外通勤の承認に関すること。
3 職員（局長及び課長を除く。）の休暇の承認（有給休暇承認の基準の表中人事課長の専決事項に属するものを除く。）その他服務に関すること。
4～8 [略]

別表第3（第5条関係）

課長補佐専決事項
1 職員（局長及び課長を除く。）の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
2 [略]

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による次の都市計画事業の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

令和4年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画事業の種類及び名称

専門主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。
[略]	

3 事務局に、必要に応じ、会計年度任用職員を置く。

4 会計年度任用職員は、上司の命を受けて、事務又は技術に従事する。

(専決)

第5条 事務局長は別表第1に定める事項を、課長は別表第2に定める事項を、課長補佐は別表第3に定める事項を、主幹及び副主幹（課の特定の事務を掌理する者に限る。別表第4において同じ。）は別表第4に定める事項をそれぞれ専決することができる。ただし、重要又は異例と認められる事項については、この限りでない。

(代決)

第6条 事務局長が不在のときは、課長がその事務を代決することができる。

2 [略]

3 前2項の規定により代決した者は、代決した事務を事務局長又は課長に速やかに報告するものとする。この場合において、特に必要であると認めるときは、原議を添えて報告しなければならない。

別表第1（第5条関係）

事務局長専決事項
1 事務局長及び課長の出張に関すること。
2 事務局長及び課長の休暇の承認（有給休暇承認の基準（昭和28年人事委員会告示第1号）の表中人事課長の専決事項に属するものを除く。）その他服務に関すること。

別表第2（第5条関係）

課長専決事項
1 職員（事務局長及び課長を除く。）の出張に関すること。
2 職員（事務局長及び課長を除く。）の在勤地外通勤の承認に関すること。
3 職員（事務局長及び課長を除く。）の休暇の承認（有給休暇承認の基準の表中人事課長の専決事項に属するものを除く。）その他服務に関すること。
4～8 [略]

別表第3（第5条関係）

課長補佐専決事項
1 職員（事務局長及び課長を除く。）の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
2 [略]

都城広域都市計画道路事業 3・4・58号 早鈴岳下通線

2 施行者の名称

宮崎県

3 事業所の所在及び名称

宮崎県都城市北原町24の21

宮崎県都城土木事務所

4 事業地の所在

収用の部分

変更なし

使用の部分  
なし

**企業局企業管理規程**

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和 4 年 3 月 31 日

宮崎県企業局長 井 手 義 哉

**宮崎県企業局企業管理規程第 2 号**

**企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程**

企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(請求書による原則)</p> <p>第52条 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>2 請求書には、契約書及び見積書に押印した印影と同一のものを使用しなければならない。</u></p> <p>(受入れ又は払出しの通知)</p> <p>第 150条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 物品の払出し通知は、<u>物品払出通知書に物品受払通知者が押印して行うものとする。</u></p> <p>4～6 [略]</p> <p>(割印)</p> <p>第 211条 契約書、請求書その他権利義務に関する書類で数葉をもって1通とするものには債権者をして割印をさせなければならない。</p> <p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">様式目次</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>種別及び名称</th> <th>関係条文</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>様式第25号</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>様式第26号～ 様式第79号</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	種別及び名称	関係条文	備考	[略]				様式第25号	[略]			様式第26号～ 様式第79号	[略]			<p>(請求書による原則)</p> <p>第52条 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(受入れ又は払出しの通知)</p> <p>第 150条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 物品の払出し通知は、<u>物品受払通知者が物品払出通知書により行うものとする。</u></p> <p>4～6 [略]</p> <p>(割印)</p> <p>第 211条 契約書その他権利義務に関する書類で数葉をもって1通とするものには、<u>債権者をして割印をさせなければならない。</u></p> <p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">様式目次</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>種別及び名称</th> <th>関係条文</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>様式第25号</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>様式第26号</td> <td>不納欠損金整理調 査</td> <td>第45条の2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>様式第27号～ 様式第80号</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	種別及び名称	関係条文	備考	[略]				様式第25号	[略]			様式第26号	不納欠損金整理調 査	第45条の2		様式第27号～ 様式第80号	[略]		
様式番号	種別及び名称	関係条文	備考																																		
[略]																																					
様式第25号	[略]																																				
様式第26号～ 様式第79号	[略]																																				
様式番号	種別及び名称	関係条文	備考																																		
[略]																																					
様式第25号	[略]																																				
様式第26号	不納欠損金整理調 査	第45条の2																																			
様式第27号～ 様式第80号	[略]																																				

別記様式第26号から別記様式第79号までを別記様式第27号から別記様式第80号とし、別記様式第25号の次に次の1様式を加える。



別記様式第34号中「規程」を「規定」に改め、「印」を削る。  
別記様式第49号を次のように改める。

様式第49号

物 品 払 出 通 知 書

年 月 日

企業出納員 殿

物品受払通知者

課長

下記のとおり物品の処分が決定しましたので払出してください。

記

- 1 処分の方法
- 2 払 出 先
- 3 払出年月日                      年    月    日
- 4 処分条件
- 5 検 査 員

(単位：円)

品 名	規格・品質 形 状	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考

別記様式第79号中「印」を削除する。

附 則

(施行期日)

1 この企業管理規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この企業管理規程の施行の際現に存するこの企業管理規程による改正前の企業局会計規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

**病院局企業管理規程**

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和4年3月31日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

**宮崎県病院局企業管理規程第4号**

**病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程**

病院局組織規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(病院の内部組織)			(病院の内部組織)		
第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第3欄に掲げる課、科又はセンター（以下「課等」という。）を置く。			第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第3欄に掲げる課、科又はセンター（以下「課等」という。）を置く。		
病院	部等	課等	病院	部等	課等
県立宮崎病院	[略]		県立宮崎病院	[略]	
	診療部	内科 神経内科 循環器内科 小児科 新生児科 外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科 内視鏡センター		診療部	内科 <u>脳神経内科</u> 循環器内科 小児科 新生児科 外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科 内視鏡センター
	がん治療センター	血液科 化学療法科		がん治療センター	血液科 化学療法科 <u>緩和ケア科</u>
	[略]			[略]	
県立延岡病院	[略]		県立延岡病院	[略]	
	医療管理部	医療安全管理科 感染管理科 地域医療科		医療管理部	医療安全管理科 感染管理科 地域医療科 <u>診療情報管理科 臨床支援科</u>
	[略]			[略]	
	診療部	内科 心療内科 精神科 神経内科 循環器内科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 呼吸器外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科		診療部	内科 心療内科 精神科 <u>脳神経内科</u> 循環器内科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 呼吸器外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科

	[略]		[略]
県立日南病院	[略]	県立日南病院	[略]
診療部	内科 心療内科 精神科 神 経内科 循環器内科 小児科 外科 整形外科 脳神経外 科 皮膚科 泌尿器科 産婦 人科 眼科 耳鼻咽喉科 リ ハビリテーション科 放射線 科 歯科口腔外科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄 養管理科 臨床工学科	診療部	内科 心療内科 精神科 脳 神経内科 循環器内科 小児 科 外科 整形外科 脳神経 外科 皮膚科 泌尿器科 産 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射 線科 歯科口腔外科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科
	[略]		[略]

(県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の分掌事務)

(県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の分掌事務)

第6条 [略]

第6条 [略]

2 前条に規定する医療管理部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。

2 前条に規定する医療管理部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。

医療情報科 [略]

医療情報科 [略]

医療安全管理科 [略]

医療安全管理科 [略]

感染管理科 [略]

感染管理科 [略]

地域医療科 [略]

地域医療科 [略]

診療情報管理科

(1) 診療情報の管理、分析、評価及び活用等に関すること。

臨床支援科

(1) 診療記録等の入力補助に関すること。

(2) 医療文書等の作成補助に関すること。

3～12 [略]

3～12 [略]

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和4年3月31日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第5号

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程

病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(物品の範囲及び区分) 第 130条 物品は、その性質及び形状等により次のとおり分類し、その意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 備品 耐用年数1年以上で、かつ、取得価格又は製作価格が5万円以上のもの (2) 消耗備品 耐用年数1年以上で、かつ、取得価格又は製作価格が2万円以上5万円未満のもの (3)・(4) [略] (5) 消耗品 1回又は短期間の使用によって消耗され、又はその効用を失うもの並びに備品の形状及びその性質を有するもの又は書籍、図鑑等で1品の取得価格又は取得見積価格が2万円未満のもの (割印) 第 191条 契約書、請求書その他権利義務に関する書類で数枚をもって1通とするものには、債権者をして割印をさせなければならない。	(物品の範囲及び区分) 第 130条 物品は、その性質及び形状等により次のとおり分類し、その意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 備品 耐用年数1年以上で、かつ、取得価格又は製作価格が10万円以上のもの (2) 消耗備品 耐用年数1年以上で、かつ、取得価格又は製作価格が5万円以上10万円未満のもの (3)・(4) [略] (5) 消耗品 1回又は短期間の使用によって消耗され、又はその効用を失うもの、備品の形状及びその性質を有するもので1品の取得価格又は取得見積価格が5万円未満のもの並びに書籍、図鑑等で1品の取得価格又は取得見積価格が2万円未満のもの (割印) 第 191条 契約書その他権利義務に関する書類で数枚をもって1通とするものには、債権者をして割印をさせなければならない。

別表第 1 (第 8 条関係)

[略]

資産

款	項	目	節	説明
固定資産	有形固定資産			1 単位、1 個、1 セット、1 台等の取得価格が 5 万円以上であって、耐用年数が 1 年以上のもの（固定資産の取得価額には手数料、周旋料、搬入費、据付費等固定資産を取得するために要した費用を含む。）

[略]

[略]

別表第 2 (第 41 条関係)

支出負担行為の整理区分表

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	説明	支出（払出）伝票に証拠書類として添付する主な書類
[略]					
3 手当のうち退職手当	[略]				計算内訳書 戸籍謄本

[略]

[略]

別表第 1 (第 8 条関係)

[略]

資産

款	項	目	節	説明
固定資産	有形固定資産			1 単位、1 個、1 セット、1 台等の取得価格が 10 万円以上であって、耐用年数が 1 年以上のもの（固定資産の取得価額には手数料、周旋料、搬入費、据付費等固定資産を取得するために要した費用を含む。）

[略]

[略]

別表第 2 (第 41 条関係)

支出負担行為の整理区分表

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	説明	支出（払出）伝票に証拠書類として添付する主な書類
[略]					
3 手当のうち退職手当	[略]				計算内訳書

[略]

[略]

別記様式第 85 号中「㊟」を削る。

別記様式第 88 号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の病院局財務規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公安委員会規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第 4 号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和 44 年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
署名	交番、駐在所等名称	位置	署名	交番、駐在所等名称	位置
宮崎	[略]		宮崎	[略]	
北警	江平交番	[略]	北警	江平交番	[略]

<table border="1"> <tr> <td>察署</td> <td>下北交番 [略]</td> <td>同</td> <td>矢の先町</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>日南警察署</td> <td>[略] 東郷駐在所 鶴戸駐在所 [略] 下酒谷駐在所 [略]</td> <td>[略] 同</td> <td>大字宮浦</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>高岡警察署</td> <td>[略] 国富交番 北俣駐在所 深年駐在所 [略]</td> <td>[略] 同 同</td> <td>国富町大字八代北俣 国富町大字深年</td> </tr> <tr> <td>西都警察署</td> <td>妻交番 蘭元駐在所 [略]</td> <td>[略] 同</td> <td>大字右松</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>延岡警察署</td> <td>[略] 和田越交番 昭和町交番 [略]</td> <td>[略] 同</td> <td>川原崎町</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	察署	下北交番 [略]	同	矢の先町	[略]				日南警察署	[略] 東郷駐在所 鶴戸駐在所 [略] 下酒谷駐在所 [略]	[略] 同	大字宮浦	[略]				高岡警察署	[略] 国富交番 北俣駐在所 深年駐在所 [略]	[略] 同 同	国富町大字八代北俣 国富町大字深年	西都警察署	妻交番 蘭元駐在所 [略]	[略] 同	大字右松	[略]				延岡警察署	[略] 和田越交番 昭和町交番 [略]	[略] 同	川原崎町	[略]				<table border="1"> <tr> <td>察署</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>日南警察署</td> <td>[略] 東郷駐在所 [略] 酒谷駐在所 [略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>高岡警察署</td> <td>[略] 国富交番</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>西都警察署</td> <td>妻交番 [略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>延岡警察署</td> <td>[略] 和田越交番 [略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	察署	[略]			[略]				日南警察署	[略] 東郷駐在所 [略] 酒谷駐在所 [略]	[略]	[略]	[略]				高岡警察署	[略] 国富交番	[略]	[略]	[略]				西都警察署	妻交番 [略]	[略]	[略]	[略]				延岡警察署	[略] 和田越交番 [略]	[略]	[略]	[略]			
察署	下北交番 [略]	同	矢の先町																																																																										
[略]																																																																													
日南警察署	[略] 東郷駐在所 鶴戸駐在所 [略] 下酒谷駐在所 [略]	[略] 同	大字宮浦																																																																										
[略]																																																																													
高岡警察署	[略] 国富交番 北俣駐在所 深年駐在所 [略]	[略] 同 同	国富町大字八代北俣 国富町大字深年																																																																										
西都警察署	妻交番 蘭元駐在所 [略]	[略] 同	大字右松																																																																										
[略]																																																																													
延岡警察署	[略] 和田越交番 昭和町交番 [略]	[略] 同	川原崎町																																																																										
[略]																																																																													
察署	[略]																																																																												
[略]																																																																													
日南警察署	[略] 東郷駐在所 [略] 酒谷駐在所 [略]	[略]	[略]																																																																										
[略]																																																																													
高岡警察署	[略] 国富交番	[略]	[略]																																																																										
[略]																																																																													
西都警察署	妻交番 [略]	[略]	[略]																																																																										
[略]																																																																													
延岡警察署	[略] 和田越交番 [略]	[略]	[略]																																																																										
[略]																																																																													

別表中

高鍋警察署	高鍋交番 川南交番 川南検問所 塩付駐在所 十文字駐在所 新富交番 上新田駐在所 新田駐在所 都農交番 木城駐在所	児湯郡 同 同 同 同 同 同 同 同 同	高鍋町大字北高鍋 川南町大字川南 同 同 同 新富町大字上富田 新富町大字新田 同 都農町大字川北 木城町大字椎木
-------	--	--	--

を

高鍋警察署	高鍋交番 川南交番 川南検問所 新富交番 上新田駐在所 新田駐在所 都農交番 木城駐在所	児湯郡 同 同 同 同 同 同 同	高鍋町大字北高鍋 川南町大字川南 同 新富町大字上富田 新富町大字新田 同 都農町大字川北 木城町大字椎木
-------	---	--	--

に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

宮崎県公安委員会規則第5号

宮崎県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(宮崎県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 宮崎県道路交通法施行細則(昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「㊟」を削り、「(電話 局 番)」を「(電話 )」に、「備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。」を「備考 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。」に改め、「2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

別記様式第4号中「㊟」を削り、「※2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。」を「※2 太線の枠内を記載すること。」に改め、「※3 太線の枠内を記載すること。」を削る。

別記様式第6号の2中「㊟」を削り、「3 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。」を「3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。」に改め、「4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。」を削る。

別記様式第7号中「㊟」を削り、「※2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。」を「※2 太線の枠内を記載すること。」に改め、「※3 太線の枠内を記載すること。」を削る。

別記様式第8号の2から別記様式第8号の4までの規定中  
「

受 領 書	指示書番号	宮崎公委第	号
	受領年月日	年	月 日
	受領者		印
	取扱者	署	印

」を

「

受 領 書	指示書番号	宮崎公委第	号
	受領年月日	年	月 日
	受領者		
	取扱者	署	

」に改める。

別記様式第10号中「㊟」を削り、「備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。」を「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。」に改め、「2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。」を削る。

別記様式第13号中「㊟」を削り、「備考 1 ※欄は、記入しないこと。」を「備考 ※欄は、記入しないこと。」に改め、「2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

別記様式第17号中「㊟」を削り、「(電話 局 番)」を「(電話 )」に、「2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。」を「2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。」に改め、「3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。」を削る。

別記様式第19号中「㊟」及び「備考 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

別記様式第19号の2中「㊟」及び「備考 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

別記様式第21号中「㊟」を削り、「備考 1 申告者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。」を「備考 1 練習場所欄は、〇〇市〇〇町等と主な場所を記載すること。」に、「2 練習場所欄は、〇〇市〇〇町等と主な場所を記載すること。」を「2 同乗指導者欄の生年月日は昭〇. 〇. 〇等と、所持免許欄には同乗指導者の所持する免許種別を大型一、普通一等と簡略に記載すること。」に改め、「3 同乗指導者欄の生年月日は昭〇. 〇. 〇等と、所持免許欄には同乗指導者の所持する免許種別を大型一、普通一等と簡略に記載すること。」を削る。

別記様式第23号の5中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

別記様式第25号中「印」及び「備考 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

「

住所	市	町	住所
別記様式第34号中	郡	村	を
氏名			氏名
	大・昭・平	年 月 日	年 月 日

」に改め、「

備考 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

別記様式第40号中「㊟」を削り、

法人の種類	1 株式会社	2 有限会社	3 財団法人	4 社団法人
	5 その他 ( )			

を



別記様式第46号中「㊤」及び「都道府県」を削り、

(ふりがな)		性	
氏 名		別	男・女

を

(ふりがな)

氏 名

に改める。

(警備業法第43条の規定に基づく機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部改正)

第2条 警備業法第43条の規定に基づく機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年宮崎県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊤」及び「3 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

(宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例施行規則（平成4年宮崎県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「㊤」を削る。

別記様式第3号及び別記様式第4号中「㊤」を削る。

別記様式第5号及び別記様式第6号中「㊤」を削る。

別記様式第7号及び別記様式第8号中「㊤」を削る。

(利用カード等販売の届出等に関する規則の一部改正)

第4条 利用カード等販売の届出等に関する規則（平成8年宮崎県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第4号中「㊤」を削る。

(警備業法令事務取扱規則の一部改正)

第5条 警備業法令事務取扱規則（平成17年宮崎県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊤」及び「3 申込人は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第7号中「㊤」及び「2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

(宮崎県放置違反金に係る収納等に関する規則の一部改正)

第6条 宮崎県放置違反金に係る収納等に関する規則（平成18年宮崎県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中「㊤」を削る。

別記様式第15号中「㊤」、「1. 昭和」及び「2. 平成」を削り、「照会取扱者印」を「照会取扱者」に、「回答取扱者印」を「回答取扱者」に改める。

(宮崎県迷惑行為防止条例施行規則の一部改正)

第7条 宮崎県迷惑行為防止条例施行規則（平成22年宮崎県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「印」を削り、「あなたが行った次の誘引行為は、」を「あなたが行った下記の誘引行為は、」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第2号中「印」を削り、「あなたが行った次の客引き等の」を「あなたが行った下記の客引き等の」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(宮崎県交通安全活動推進センターに関する規則の一部改正)

第8条 宮崎県交通安全活動推進センターに関する規則（平成22年宮崎県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第4号中「印」を削る。

(宮崎県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第9条 宮崎県暴力団排除条例施行規則（平成23年宮崎県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第7号及び別記様式第8号中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりされている申請、届出その他の行為は、この規則による改正後の規則の相当規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することが

できる。

## 公安委員会公告

### 宮崎県公安委員会公告第2号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和4年3月31日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

#### 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
貴重品運搬警備業務	1級	令和4年7月7日（木）午前9時から午後5時ころまでの間
	2級	令和4年7月6日（水）午前9時から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

#### 2 実施場所

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県警察本部

#### 3 定員

各15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし受付先着順とする。）

#### 4 受検資格

##### (1) 1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

##### (2) 2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

#### 5 検定申請手続

##### (1) 受付期間

令和4年4月18日（月）から同年5月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### (2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

##### (3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 貴重品運搬警備業務に係る2級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に係る2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面（1級検定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。）

カ 貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書（1級検定申請者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）

キ 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

#### 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

#### 7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

##### (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験の内容

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。雨天時には雨合羽等も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外に使用しない。

(4) 公示後、社会情勢の変化により、検定実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(5) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。